

使用料減免基準(宇佐市山村開発センター条例施行規則 別表(第8条関係))

使用料減免基準		
区分	使用料	
	基本使用料	冷暖房使用料
市が使用するとき。	免除	免除
市が資本金等の2分の1以上を出資している法人等が使用するとき。	免除	免除
国、他の地方公共団体が使用するとき。	免除	免除
市長が委嘱した又は協定を結んだ団体が使用するとき。	免除	免除
市内の農林業育成団体、福祉団体、教育団体、文化団体等が総会・全体会で使用するとき。	免除	減免なし
市内の農林業育成団体、福祉団体、教育団体、文化団体等が総会・全体会以外で使用するとき。	50%減額	減免なし
上記に掲げる場合のほか、市長が特に必要と認めるとき。	その状況により市長が定める。	

備考 減額すべき額に10円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる。

追加[平成24年規則41号]